

問い合わせ先

(EY India 駐在)
山口 哲男・松田 博司
早坂 周子・本山 禎晃
ヴィジェイ・ラマスワミ

(EY Japan 駐在)
城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com
hiroshi.matsuda@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
sadaaki.Motoyama@in.ey.com
Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com
joichi-tksh@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2016 年 11 月号

1. 【税務】GST 審議会第 4 回会合(11 月 3 日)ー5%, 12%, 18%及び 28%の 4 段階税率で合意
2. 【税務】インドでの株式買戻税確定のための最終規則を公表
3. 【税務】所得計算開示基準(ICDS)の改正し、1 年延期
4. 【外国為替】外国ポートフォリオ投資家(FPI)による非上場債券への投資規制緩和
5. 【外国為替】スタートアップ企業への ECB 規制緩和



EY

Building a better
working world

明年4月の導入を目指し、GST審議会の会合で、基本税率等、最重要事項について詰めの審議が続いております。本稿は、まず11月3日、GST審議会で合意された税率について取り上げます。その他、株式買戻税確定のための最終規則、施行延期となった所得計算基準の改正、そして、資金調達の緩和措置の動向を取り上げます。いよいよ明年のGST導入が現実味を帯びる中、モディ政権による経済構造改革(モディノミクス)に弾みがつくことが期待されています。

1. GST 審議会は、5%、12%、18%及び 28%の 4 段階税率で合意

第4回 GST 審議会が11月3日開始されました。2日間行われる会議の初日で審議会は5%、12%、18%、そして28%の4段階の税率を決定しました。

財務大臣のアルン・ジャイトレー氏は大量消費や「庶民」向け製品に対する税率を5%にすると発表しました。その他物品には標準税率12%と18%が適用されます。ほとんどのサービスは18%、特定のサービスには12%の税率が適用されます。

また財務大臣は、現行の税制で30%-31%(物品税と付加価値税)が課されている物品に対しては最も高い税率が課されると述べました。ほとんどの家電製品は28%が適用されます。

タバコ、炭酸飲料、パンマサラ、高級車などのデメリット製品には、28%の税率に加えて、追加の目的税が課されます。クリーンエネルギー税を含むこの目的税は、GST導入によって当初5年間見込まれるる州政府に対する歳入損失補填に使われます。財務大臣が述べたように、目的税は毎年見直しが行われ、5年以降は消滅します。

消費者物価指数(CPI)を構成する品目のほぼ半分を占める食品を含む必需品は、ゼロ税率が適用されます。金に対する税率に関しては未定です。

審議会は、中央政府と州政府による「二重管轄体制」について未だ決定しておらず、おそらく11月4日の会議で話し合われることでしょう。

財務大臣は、懸案となっている GST 関連問題を2016年11月22日までに解決するとしています。CGST(中央 GST)とIGST(統合 GST)の法制化へ向けて、冬季国会に上程される模様です。

2. インド税務当局は、インドでの株式買戻税(BBT)確定のための最終規則を公表

インド税法は、国内企業による非上場株式の買戻しによる分配所得に20%で株式買戻税(BBT)を課することを規定しています。「分配所得」は、株式買戻し時の国内企業の支払対価(買戻価額)と、その買戻し株式発行時の受取価額(発行価額)との差額として定義されます。様々な状況、すなわち、会社が株式を異なる対価で分割発行する場合、あるいは合併、会社分割、転換、承継等の企業再編下において、一方の会社の既存株式の対価として発行されている場合等、国内企業の受取価額の確定に不明瞭さがありました。

インド税法は2016年財政法で改正され、買戻し株式発行時の会社が受け取る価額(発行価額)の確定の規則を制定する権限を、直接税中央委員会(CBDT)に付与しました。それに伴い、協議プロセスの一環として、CBDTは買戻し株式発行時の会社が受け取る価額(発行価額)の確定方法を規定するために、2016年7月25日にBBT規則案を発行しました

BBT規則案について利害関係者や一般公衆から受領したコメントに基づいて、CBDTは2016年10月17日にBBT最終規則をリリースしました。BBT最終規則は、様々な状況下で株式発行時に国内企業が受け取る価額を確定するための方法論を規定しています。BBT最終規則は2016年6月1日から施行となります。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

3. インド政府は所得計算開示基準(ICDS)の改正し、1年延期し、課税年度2016-17年度から施行へ

本稿は2016年9月29日付けの中央政府通達 No87/2016 で通知された所得計算開示基準(ICDS)の改正を要約したものです。

中央政府は、会計上、発生主義を採用する全ての納税者に、事業または自由職業の利得及び収益(事業)あるいはその他の源泉による所得(その他源泉)において課税対象となる所得計算において遵守してもらうために、課税年度2015-16年度から施行とするICDS(旧ICDS)をかねて通知していました。

旧ICDSにかかる課題やICDSで求められる開示要求に応えるための税務監査のフォーム修正が保留となっていることについて高まっていた利害関係者の懸念を鑑み、直接税中央委員会(CBDT)は、旧ICDSの施行を1年間延期し、課税年度2016-17年度から適用されることを発表していました。プレスリリースでも、適切な通達が間もなく発行されることを明らかにしていました

この動きに呼応して、今回の通達で、中央政府は旧ICDSを廃止し、現在の課税年度2016-17年度から施行となるICDS(改正版ICDS)を通知しました。この改正版ICDSも、会計上、発生主義を採用する全ての納税者に、事業または自由職業の利得及び収益あるいはその他の源泉による所得において課税対象となる所得計算において遵守してもらうためにあります。しかし、改正版ICDSは、インドの税法の規定に基づき、税務調査を受けない納税者である個人やヒンドゥー非分割家族(HUF)には適用されません。

改正は、改定版ICDSをインド勅許会計士協会(ICAI)が発行した会計基準へより寄り添ったものとするを目的としています。旧ICDSに行われた主要な改正点は、以下からなります。

- ▶ 在庫評価のための標準原価計算方法の容認
- ▶ 2016年4月1以降に開始されるサービスや建設契約に改正版ICDSを適用し、2016年3月31日以前に開始された契約について完全にICDSの適用除外とする
- ▶ サービスが、特定の期間にわたって不特定多数の行為によって提供されている場合、定額法による収益認識を容認
- ▶ 90日を超えない期間のサービス契約の収益は、サービス提供が完了、あるいは実質的に完了した時点で認識可
- ▶ 任意の税金、関税や目的税の還付にかかる利子はその利子受領年度において課税
- ▶ 一般目的の借入により発生した借入費用は、適格資産が取得、建設、生産に供するために12ヶ月以上を要する場合にのみ、ICDS IXに定める算式に従って適格資産の原価に資産計上する必要

また、税務監査報告書でICDS関連の開示要求を応え、またICDSに遵守して損益調整を数値化できるよういくつかの変更が加えられています。

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[Please click here to access the alert.](#)

4. 資金調達オプション- 外国ポートフォリオ投資家による非上場債券への投資規制緩和

現行の為替管理規制では、インド企業は株式発行、ECB(対外商業借入)等によって非居住者からの資金調達を認められています。さらに、FEMA通達20号のスケジュール5により、FPI(外国ポートフォリオ投資家)ルートで、上場非転換社債(NCD)を通して(インフラセクターの場合、非上場非転換社債を通して)資金調達することも認められています。

債券を通じてFPIからの資金調達を後押しするために、RBIは現在、スケジュール5に改正を加え、FPIに非上場非転換社債/債券を通して、あらゆるセクターに資金調達できるようにしました。これにより、面倒な行政事務や上場義務を排除することになります。

非上場債券への投資を可能にすることに加えて、RBIはまた、FPIが以下のような証券化債務証券に投資することを認めました。

- ▶ 発起人として銀行、外国機関投資家、NBFC等とともに資産の証券化のために設立された特別目的会社が発行した証券等
- ▶ SEBI「2008年証券化債券の株式公開および上場規制」で発行、上場している証券等

5. スタートアップ企業への ECB 規制緩和

RBIはインド政府と協議し、以下のような主な枠組みで、スタートアップ企業がECBIによる資金調達できるよう、承認取引者カテゴリー I 銀行に許可しました。

- ▶ 適格性: ECB 利用日において中央政府に「スタートアップ企業」と認知された企業
- ▶ 借入期間: 最低借入期間は 3 年
- ▶ 借入形態: 借入金あるいは非転換/任意転換/部分転換優先株式
- ▶ 通貨: 自由交換可能通貨あるいはインドルピー、あるいはその組合せ
- ▶ 上限金額: 1 会計年度につき、最大 300 万ドル相当額まで
- ▶ 用途: 事業関連の支出目的

詳細はこちらのリンク先をご覧ください。[ECB by Startups](#)

コメント

今月中に、税率や課税品目などの細則を規定したGST法案の内容が順次明らかになっていく予定です。アップデート情報の収集に努め、インパクトを見極めていくのは今です。そしてビジョンと目的を明確にしたうえで、全社的なプロジェクトとして、展開していく必要があります。能動的に先鞭をつけたところが、GST導入のメリットをいち早く最大限享受することができ、巨大な共通市場へと開けていく中で価格競争力をつけていくことができるでしょう。私どもは、GST導入を契機とした、御社のBusiness Transformationのお手伝いをしております。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。